

研究ノート

大学経営政策研究

第2号（2012年3月発行）：41-63

韓国における私立大学の自律性

— 「経営不良大学」をめぐる政策動向を中心に—

両 角 亜希子

韓国における私立大学の自律性

— 「経営不良大学」をめぐる政策動向を中心に—

両 角 亜希子*

The Autonomy of Private University in South Korea:

Focusing on the Policy to University in Financial Difficulties

Akiko MOROZUMI

Abstract

In South Korea, the management of private university becomes a critical issue because of competition for acquiring students due to the declining birthrate and the influence of the deregulation policy in post-1990. Under the severe situation, the government accomplishes a drastic reform of private university. The one is the establishment of closing procedure of private university and the other one is the carrying out the extensive audit by the national audit office. In order to make an improvement of financial management of university and on the other hand, in order to find and withdrawal the very poor-managed universities, recently the government adopt strengthened policies.

In Japan, the management environment of private university is quite similar but Japanese private universities guarantee the more autonomy compare to Korean private university. The difference of the subsidy system makes an impact of the difference of autonomy of private university in both countries. And as compared to Korean policies, Japanese government needs to explore the intervention system in the case the private university in very serious financial trouble.

1990年代半ばの規制緩和政策への転換、18歳人口の急減などを背景として、2003年ごろから韓国政府は大学の構造改革に積極的に乗り出している。とくにこの数年は、大学の「退出」という言葉を用いて、経営が悪化し大学や質の悪い大学の撤退を促す政策が打ち出されるなど、私立大学に対する統制が強まっている。本稿では、韓国の私立大学をめぐる状況を簡単に整理した上で（第1節）、特に大きな変化が起こったこの1年間の動向を詳しく紹介する。具体的には構造調整政策の一環としての「退出」枠組みの整備（第2節）と私立大学の大規模監査の実施（第3節）について

* 東京大学大学院教育学研究科 講師

まとめ、最後に私立大学の自律性について日韓比較の観点からの考察（第4節）を行いたい。

なお本稿は韓国の私立大学をめぐる最新動向を紹介することを中心としているため、政府文書や新聞記事を主なデータソースとして用いた。またこれ以外に政府の構造調整政策に関する議論については、政府の構造調整委員会委員であるイ・ヨン漢陽大学准教授に対するインタビュー調査（2011年11月25日）、監査やそれを行う契機の一つであった半額授業料問題については、韓国教育開発院のイ・ジャンミ研究員に対するインタビュー調査（2011年11月24日）を行い、このデータも補完的に用いた。

1. 韓国の私立大学をめぐる政策の変容

(1) 規制緩和政策から構造改革へ

まずは、韓国の私立大学をめぐる政策の変化について馬越（2010、2011）を参考にまとめておきたい。戦後の韓国の大学政策を考える際に重要な転換点は、1993年の文民政権（金泳三大統領）の誕生である。馬越（2011）が「規制緩和の3点セット」と呼んでいるが、学科別入学定員制の廃止（1994年）、編入学・転学科の大幅緩和（1995年）、大学設置・運営の「準則主義」適用（1996年）という政策がとられ、これにより大学の新生ラッシュが生まれた。KEDI（2011）によれば、大学・専門大学数¹は1990年に265校、2000年に372校、2010年に411校と増加した。さらに規制緩和の影響で90年代に新生された100校近い大学はかなり甘い審査基準で設置審査がなされてきた（馬越 2010、46頁）。一方で、18歳人口は減少しており、地方の小規模私立大学などで定員割れの問題が取り上げられるようになってきた。日本の私立大学と同様に、授業料依存度が高い財務構造のために、学生数の減少は経営危機に直結しているためだ。

こうした中で、前政権（盧武鉉大統領）が新生した2003年ごろから「大学の構造改革」のロードマップが作成され、実施に移されてきた。世界水準の競争力を有する大学を重点的に支援・育成する一方で、それ以外の大学については学生定員の削減により、教員確保率を高めることや、大学の統廃合²を積極的に進めることが主要な改革項目とされた。そのために政府は、①構造改革に取り組む大学には支援を惜しまない、②改革意欲のない大学には財政支援をしない、③倒産した場合の法的手続きを整備する、これらの三原則を明確にし、「アメとムチ」による大学構造改革を誘導している（馬越 2010、50頁）。

(2) 李明博政権の下での構造調整政策

18歳人口の減少により高等教育市場が縮小することに合わせて、大学の規模縮小や退出を促そうと上述の様々な政策がとられてきたものの、あまり成果を上げなかった。その理由の一つとして、私立大学が退出を選択した場合に、すべての財産が国庫に帰属される等の理由で、私立大学を退出に向かって政策誘導しづらい問題点が明確になってきたためだ。そこで、2008年2月に新生した李明博大統領政権においては、上述の三原則よりもさらに踏み込んだ政策がとられるようになってきた。詳しくは次節で述べるが、教育科学技術部のもとに民間組織として「大学先進化委員会」を

2009年4月に設置し、大学の財政状態と教育条件を診断し、再生不可能なほど経営状態が悪化した私立大学の退出を促進する構想を発表し、実行に移している（金美蘭 2010）。2019年以後は大学の入学定員（2008年基準）が高校卒業生数を超過することが予測されているし、2010年現在、4年制私立大学の255校（本校、分校キャンパスを含む）中の36校（14%）、専門大学174校中37校（21%）の新入生補充率が90%未満であった（韓国教育開発院 2011b、27頁）。韓国奨学財団が2011年11月22日に発表した報告書「将来の高等教育の需要の変化の分析」によると、2022年には国内の大学の平均学生充足率は70%、一部の地方大学は40%台に落ち込むと予測され³、厳しさが増す一方で、待ったなしの状況であることも無関係ではない。

2. 私立大学の「退出」枠組みの整備

(1) 自主的退出の難しさ

なぜ私立大学の自主的退出が進まないのか。ユ・サンスほか（2008）によれば、政府が強制するのではなく、大学自ら撤退することが重要な原則と強調しているが、私立学校法の解散命令は制限的で抽象的、持ち分や株主という概念がなく、経営権の変動が役員交代でしか実現できないなど、現実には法律上の限界が大きいことが指摘されている。韓国の私立大学も個人が私財を投入して設立されたケースが多いこともその傾向に拍車をかけている。そのために経営が悪化した場合の解散・清算・合併などの手続きはあるものの、実際にはこれを採用せずに経営を続けることが多く、その理由として、①解散に関する基準の不明確さ、②利害関係者の処理問題、③残余財産の処理、④構造調整方法の不在をあげている。経営不良大学に対して、「教育科学技術部長官は学校法人が目的の達成に不可能な時に学校法人の解散を命じることができる」という私学法第47条を適切に適用することも必要だと述べられているし、残余財産を還元することによって、自らの退出を促す案も検討されている。

こうした検討と並行して、教育科学技術部は2009年5月から12月にかけて不良大学の候補を選定のうえ、22大学の実態調査を行い、2009年12月に経営に問題のある大学として8校を指定（大学名は非公表）し、経営改善のためのコンサルティングを関連団体に委託した（教育科学技術部 2009）。また、2010年8月には教育環境、財政が不十分な大学、教育の成果が低い大学については、政府学資ローンの利用を制限するとして、30大学を実名で公表した⁴。また、関係法令の議論も進んでいる。2009年には私立学校を解散する際に残余財産を公益法人に出損、学校法人が社会福祉法人に転換することを可能とする「私立学校法改正案」が国会に提出されたし（金美蘭 2010）、2010年5月にはハンナラ党のキム・ソンドン議員⁵が「私立大学構造改革の促進及び支援に関する法律案」（議案番号 8393）を発議した（いずれも通過していない⁶）。この法律案にも自主的な構造改善を基本に、統廃合に必要な費用・運営費を私立大学構造改善基金から支援し、私立大学を解散する際に個人に財産を還元する案（第28条）が含まれている。残余財産の個人還元はイ・ヨン教授によれば、「かつて経営困難に陥った私立の中等教育機関を閉鎖させる際に、政府が閉鎖を奨励したのになかなか閉鎖に至らないケースがあり、財団の財産の20%を個人に返すことにして、10校ほどの

閉鎖が行われた例があった。一番多く還元された例で50億ウォン程度があったが、中等教育の場合は国民共通教育ということで特例法を作って対応し、その後は政府が買い取って公立学校として運営されている。こうした例を参考に案が作られたが、大学の場合は社会からの批判も多く、現在も国会に上程されているが、おそらく通過できないだろう」とのことであった。

(2) 「退出」枠組みの完成・実施へ—大学構造改革委員会での検討

こうして大学の構造調整についての議論が行われていたが、2011年7月ごろからこの議論が急速に加速していく。教育科学技術部は2011年7月1日に、民間の専門家20名（名簿公表）で構成された大学構造改革委員会を発足し、教育科学技術部長官の諮問機関として発足・運営することにした。イ・ヨン教授によれば、この委員会は「とくに7月は週に何度も会合を持つほど」でかなり集中して議論を進められ、1か月ほどで構造調整のための枠組みもほぼ出来上がってきた。図表1に示したように、大学の構造調整には大きく2つのルートが用意された（教育科学技術部 2011f）。これをみれば明らかなように、経営不良大学を特定して改善を促すだけでなく、大学の「退出」も含む内容になっている。

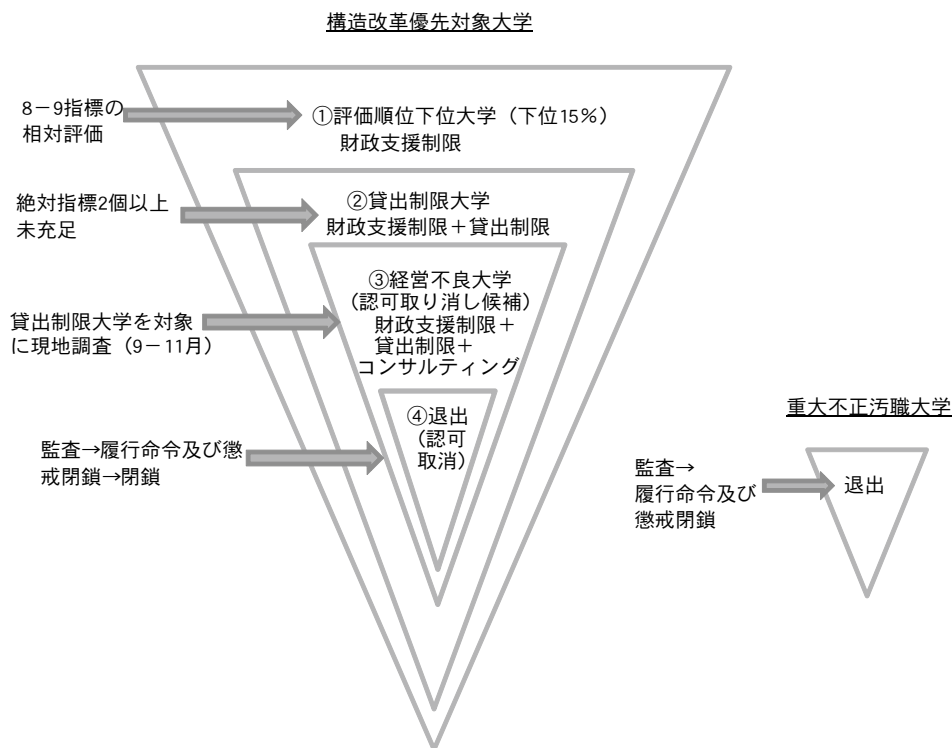
重大不正大学に対する対応

まずは図表1の右側のルートから説明しておく。これは重大な不正、汚職があった大学、監査の結果、不履行のある大学などは、構造改革の対象大学の有無とは関係なく退出手続きを推進するというものである。実際に、校費横領や国庫補助金の不当執行などの重大な不正が明らかになった四年制大学の明信大学、専門大学の成和大学が対象となり、2011年9月7日の閉鎖勧告が出されたが、一定期間内に監査指摘事項に改善が見られなかったため、教育科学技術部は同年12月16日に2012年度の学生募集停止、閉鎖命令を下した。韓国でこれまで閉鎖された大学は、光州芸術大学（2000年）とアジア大学（2008年）の2校であるが、2008年に閉鎖されたアジア大学、今回の2大学はいずれも全羅南道に位置する大学であり、地域差別だという意見も出ている⁷。政府から閉鎖命令が出される不正とはどのような内容なのか。明信大学では設立認可後の収益基本財産の使用、授業日数不足の学生2万2794人の成績付与、校費13億8000億ウォンの私的使用など、成和大学では創設者の校費65億ウォンの横領、学生2万3000人に単位を不当に与えたなど、両校とも大学運営の全般にわたる不法と不正があったようである⁸。ただし、松本（2012）も述べているように、これまでは問題発覚から閉鎖命令まで3年ほどかかっていたのに、今回の場合は、問題発覚から閉鎖命令までの期間が短く、韓国の高等教育界に衝撃がはした。なお、この2大学の学生は近隣地域の大学に編入学が認められ、学生の卒業・学籍管理も指定された別の大学（順天大学、全南都立大学）で行われることになった⁹。

段階別の構造調整推進

図表1の左側の示したのがもう一つの「退出」に向かうルートである。就職率が低く、定員割れが深刻であるなど、大学としての機能を果たせていない大学に対して、認可の取り消しを見据えた

図表1 経営不良大学の「退出」に至る2つのルート



政府の基本計画であり、「相対評価で下位15%の大学を抽出→貸出（融資）制限大学→経営不良大学の選定」という形で構造調整を誘引し、監査結果の履行有無などに応じて退出手続きを推進するというステップが明示された。この内容について、詳しく説明しておきたい。

第一段階：評価順位下位大学の選定

最初のステップでは、図表2に示した指標（4年制大学の場合は8指標、専門大学の場合9指標）をもとに各大学のスコアを算出し、この下位15%を選定した。国公立大学すべてを対象として算出されたが、結果的には43校すべてが私立大学であった。この下位15%に選ばされると、政府の財政支援を受けることができなくなる。韓国の私立大学の場合、日本の私立大学の「経常費補助金」にあたるものではなく、すべてが競争的資金であり、財政支援中断とは、たとえば、教育力量強化事業などの申請資格を失い、国庫補助金を受けられないということである。全大学を評価した指標であるが、在学生の定員充足率、就職率の比重が大きい。きちんと学生を確保して、いい教育を行い、就職させる。こうした当たり前のことができない大学に国民の税金を投入する意味はないのだという厳しい意見が背景にあるようだ。

韓国では2008年に「教育機関の情報公開に関する特例法」が作られ、2009年度から新しい情報公示制¹⁰が導入されたが（金性希 2010）、これによりこうした指標を作成し評価に用いることが可

図表2 相対評価のための指標

指標	4年制大学		専門大学	
	財政支援制限	貸出制限	財政支援制限	貸出制限
1. 就業率	20%	20%	20%	20%
2. 在学生充員率	30%	30%	40%	40%
3. 専任教員確保率	5%	10%	5%	10%
4. 教育費還元率	10%	10%	5%	5%
5. 学事管理	5%	5%	5%	5%
6. 奨学金支払率	10%	5%	7.5%	2.5%
7. 償還率	10%	10%	10%	10%
8. 授業料引上げ水準	10%	10%	5%	5%
9. 産学協力収益率	—	—	2.5%	2.5%

(注) 各指標の定義は下記の通り。詳しくは教育科学技術部(2011b)を参照のこと。

1. (健保DB検証就業者数+海外就業者数)÷就業対象者 2011年6月1日現在
2. $0.6 \times (\text{全体在学生数} \div \text{編成定員}) + 0.4 \times (\text{定員内在学生数} \div \text{編成定員})$
3. 専任教員数÷(在学生または編成定員 対比 教員数 法定教員数のうち多い方)
4. 総教育費÷授業料収入
5. $0.5 \times \text{単位管理の現状 (Tスコア)} + 0.2 \times \text{小規模 (20名未満) 講義の比率 (Tスコア)} + 0.15 \times \text{専任教員の講義担当比率 (Tスコア)} + 0.15 \times \text{非常勤講師講義料の支払い単価 (Tスコア)}$
6. $\{ \text{校内奨学金 (学費減免+内部奨学金+勤労奨学金)} + \text{校外奨学金 (私設及びその他)} \} \div \text{授業料収入}$
7. 政府保証学資金融資大学別償還率
8. $100 - (0.4 \times 2010 \text{年度授業料引上げ指数} + 0.6 \times 2011 \text{年度授業料引上げ指数})$

能になっている。2009年12月末からは、大学情報公示制に相対的水準(星の数で示す)がわかる形で情報提供している。4年制大学の場合は10項目が対象となるが、図表2で掲げた指標のうち、就業率、在学生充員率、専任教員確保率、奨学金支払率も含まれている。

なお、参考までにこの43校の大学名について、図表3に示した。政府は次に述べる貸出制限の大学の17校については実名を報道資料で公表しているが、政府の財政支援制限の43校については実名を挙げていないわけではない(教育科学技術部 2011f)。財政支援をする大学のリストを報道資料に出し、マスコミがここに出ていない43校を割り出して発表している。学生達はこうした情報を見

図表3 財政支援中断大学と貸出制限大学の一覧(2011年)¹¹

区分	大学種別	立地	大学名
財政支援中断 (23校、貸出制限大学を含めれば43校)	4年制大学	首都圏	キリスト大学、祥明大学、ソウル基督大学、仁川カトリック大学、平沢大学、協成大学
		地方	慶南大学、慶星大学、慶州大学、高神大学、関東大学、極東大学、大田大学、西南大学、西原大学、永同大学、中部大学、草堂大学、韓国国際大学
	専門大学	首都圏	国際大学、雄祉税務大学
		地方	東州大学、釜山情報大学、徐羅伐大学、世京大学、丹城大学
貸出制限 授業料の70%まで 融資可能 (13校)	4年制大学	首都圏 地方	ルター大学、秋溪芸術大学、 コンドン大学、大仏大学、牧園大学、円光大学
	専門大学	首都圏 地方	金浦大学 トンウ大学、碧城大学、釜山芸術大学、西海大学、嶺南外国語大学、全北科学大学
授業料の30%まで 融資可能(4校)	4年制大学	地方	コンドン大学、明倫大学、ソングョギョン大学(旧・聖民大学)
	専門大学	地方	成和大学

(注) 下線の付いた大学は今年と来年の二年連続で貸出制限大学に選定された大学。

て、これらの大学進学を避けることができるという。

第二段階：貸出制限大学の選定

第2段階は貸出制限大学の選定である。下位15%に選ばれた43校について、図表4に示した絶対指標を用いて選定が行われる。たとえば、4年制大学であれば、就職率が45%を切っているかどうかという基準をクリアできていないと問題になるという方法である。この4つの絶対指標のうち、2項目以上を充足できなかった大学は、政府の財政支援を中断されるだけでなく、学資金融資の制限大学になり、今回、17校が対象になった。上述のように教育科学技術部の資料でも実名が公表されており、円光大学などの知名度の高い大学で大きな衝撃が走った¹²。

ここでいう「貸出制限」とは新生が韓国奨学財団に一般学資ローン¹³を申し込んでも融資が減額されるというものである。貸出制限大学の中にも2グループあり、絶対指標の4つをすべて満たしていない、あるいは高等教育の質の担保が難しいと判断された深刻なケースの場合、最小融資グループに分類され、30%しか融資を受けられない。それ以外については、70%まで融資を受けられる。なお、融資の制限は、所得上位層（所得区分8から10分位）の学生のみが対象で、学生の所得区分が1～7分位の学生の授業料対融資限度は100%である。

この絶対指標の定義については、図表2と同様であるが、就職率は正規職への就職だけをカウントしている。何が正規の職なのか判断するのが難しいが、卒業生が健康保険に加入しているかどうかで判断しているようだ。政府財政支援中断大学に選ばれた祥明大学では、文化・芸術関連の学生が50%ほどを占めており、フリーランスとして働く卒業生が多いので、企業の健康保険加入者だけを就職率に反映しているのはおかしいと反論しているなど、こうした指標に対する抵抗も大きいようだ。なお、教育費還元率は、「総教育費（人件費や施設などすべてを含む支出）÷授業料」で算出し、授業料の90%以上がその学生に使われたかどうかを見ている。

図表4 絶対評価指標と基準値

	4年制大学	専門大学
就業率	45%	50%
在学生充員率	90%	80%
専任教員確保率	61%	50%
教育費還元率	90%	85%

(注) 教育科学技術部 (2011a) より作成

第三段階：経営不良大学の選定

第三段階では、さらにこうした大学の中から、認可取り消し候補校ともいうべき「経営不良大学」を選び出す。現地調査が中心となるが、それに加えて図表5のような定量的な指標も活用された。

まずは定量的指標から確認しよう。健全な大学運営が可能かどうかを判断するために、財務指標と学生を確保できているかの指標に重点が置かれている。就職率がたった5%なのは、これまでの財政支援制限や融資制限で十分に評価に反映されて来たためである¹⁴。法人指標について簡単に補

足説明しておきたい。まず、法定負担金とは、大学設立時にどれくらいのお金をかけるべきかが法律¹⁵で定められており、これをどれだけきちんと積んでいるのかを見ている。法律で決められているものの、ペナルティーが特にないのでこれを守っていない大学も相当に多いという。また、法人繰入金であるが、韓国の私立大学の会計において、法人会計と学校の会計（校費会計）は別会計に分けられている。校費会計から法人会計への繰入、つまり法人が教育と関係なく、学校のためのお金を使うことは禁止されているが、法人会計から校費会計への繰入（転入金）は政府も奨励しており、これを法人繰入金という。韓国教育開発院（2011b、9頁）によれば、私立大学の法人繰入金比率は平均6.8%であるが、非首都圏中小規模大学では2.4%と低いなど、法人の規模によって大きく異なるし、繰入金のない大学も相当あるようである。このように経営不良大学を選定する場合は、財政的の健全性という観点からも検討される。¹⁶

図表5 10個の不良大学選定指標と配点

区分	指標	ウエイト付け
教育指標	① 在学生充員率	20%
	② 就職率	5%
	③ 専任教員確保率	5%
	④ 新入生充員率	10%
	⑤ 学事管理	5%
財務指標	① 授業料依存率	15%
	② 教育費還元率	15%
	③ 奨学金支給率	15%
法人指標	① 法定負担金負担率	5%
	② 法人繰入金比率	5%

(注) 教育科学技術部（2011e）と韓国教育新聞（2011年12月12日）¹⁷より作成。

さらにこれに合わせて、現地調査が行われる。教育科学技術部1名、私学振興財団2名、会計事務所の4名で構成された実査チームで大学を訪問し、政府の委員会で議論する方式で行われた。現地調査は学資融資制限の17校のうち、2009年に経営不良と判定された4大学（明信大、コンドン大、碧城大、釜山芸術大）と2011年に追加された成和大学を除く、12校を対象に行われ¹⁸、最終的に、4年制ではソンギョチヨン大学（旧・聖民大学）、専門大学では、金浦大学、トンウ大学、嶺南外国語大学の4校が選ばれた¹⁹。新聞などでは経営不良大学の実名が報道されているが、教育科学技術部の報道資料では、法的根拠が不十分との理由で大学名は一切公表されていない。今回は4校が選定され、すでに経営不良大学として選定され、コンサルティングを受けている大学を含めて、18校の経営不良大学が選定されていることが書かれているのみである（教育科学技術部 2011h）。経営不良大学に選定されると、政府の財政支援事業への申請資格の制限を受け、2013年度からの学生ローンの制限や保健医療分野の定員増員対象からも排除される。これらの経営不良大学は2年間の再生期間があたえられ、この間に定員削減や学科の改編などの構造改革の課題をきちんと履行しない場合は閉鎖措置を受けることになっている。

大学側の対応

こうした政府の強硬的な方法に対しての高等教育界の反発も相当に強い。とくに、財政支援中断、貸出制限、経営不良大学に選定されてしまった大学の動揺は極めて大きいようだ²⁰。コンドン大は、教育科学技術部が来年度の新入生を53.5%（340名→158名）削減するよう命令されたが、大学側は2006年に総合大学になったばかりで新設大学に不利な指標が評価に反映されたと反論している。祥明大学では総長、副総長などの役職者17名が辞任を表明した。牧園大学・慶南大学などでは、授業料の融資保証や新たな資金投入などの対策を発表したし、慶南大学は今後300億ウォン以上の資金を追加で投入し、教育指標を改善させると発表している。経営不良大学に選定された金浦大学は、校費横領や人事権の乱用など重大な問題があったため、2012年1月から教育科学技術部が臨時取締役を派遣することになった²¹。学校発展基金412億ウォンなどを活用し、学生支援を拡大し、来年の授業料は7%引き下げることを選定したようである²²。動揺し、反発を感じつつも、対応を迫られているようである。

3. 私立大学に対する大規模監査の実施

(1) 財務運営に対する不信—半額授業料問題でさらに強化

私立大学の「退出」をめぐる議論と切り離せない問題として、私立大学の財務運営に対する社会の不信感が大きいという問題もあるようである。とくに高い授業料への不満、その授業料の使い方に対する不信感である。韓国教育開発院（2011b、9-11頁）によれば、韓国の年間授業料は国公立大学で410万ウォン、私立大学で730万ウォンである。私立大学の中でも首都圏にある大規模大学の授業料が最も高く、平均820万ウォンである。大学の収入に占める授業料の割合は、2009年決算の場合、58.4%で国公立大学の26.3%の2倍以上である。また私立大学の中でもばらつきは大きく50-80%ほどだ。イ・ジャンミ研究員によれば、授業料の引き上げ率をめぐっての学生のデモや闘争は、毎年、新学期が始まるころになるとみられる光景で、「授業料の引上げが過度であるにも関わらず、私立大学がこれを引き下げる努力をほとんど行われていない」という主張がなされているという。この3年間、私立大学の授業料引き上げの上限は消費者物価指数の1.5倍以内に抑えるというルールが政府によって決められていたが、消費者物価指数の上昇は3-4%で、実際の授業料の引き上げ率は5.2%と上限ぎりぎりまで引き上げられることが多く、これが学生たちの不満につながっていた。

こうした議論の構図は2011年5月末から6月にかけて社会問題化した「半額授業料問題」で一層、明確になった。半額授業料問題とは、その言葉通り、大学生たちが「授業料を半額にせよ」と訴えている運動のことである。正確に言えば、半額授業料問題は大学全体に関連する問題であるが、やはり問題の中心は私立大学である。大学生たちが「半額授業料」を訴えたデモを連日のように行った。今回の半額授業料問題の発端は、与党の代表が突然半額授業料問題について語り始めたことであつた。もともと選挙公約で授業料を半額にすると言っていたが²³、長いことうやむやになっていたのを今になって取り上げたのである。こうした政治家の発言からも学生の運動に火が付き、デモ

の規模も拡大していった。

以下には、ろうそくデモが起こった頃の朝鮮日報（日本語版）の記事のタイトルを示した。授業料負担がきわめて大きいにもかかわらず、昨年の大学新卒者の就職率は51.9%とひどい就職難であること、大卒社会人の大学教育満足度が低い調査結果などが紹介されるなど、大学に対する批判的な報道が続いた。半額授業料問題が大きな社会的関心を集め、次第に大学の財政運営や授業料設定そのものに対して疑念を目が向けられるようになっていったのである。2011年7月以降に構造調整の議論が加速したのもこのためだ。

「韓国の大学、学費は高いが、教育の質はOECD最下位（6月7日）」、「高額な大学授業料、家族は四苦八苦（6月7日）」、「韓国の大学生、高い学費を払っても半数は就職できず（6月7日）」、「韓国の大学、学生納付金を別の用途に流用も（6月7日）」、「高額な大学授業料、貧乏学生は学費稼ぎにあくせく（6月8日）」、「韓国の大学による資金の使い道（6月10日）」など

大学の財政運営に対する主要な批判をあげれば、①学生が支払った高額の学生納付金をその年の学生の教育に使用せずに一部残しておいたり、他の用途に使用したりしている大学がある、②とくに建物の新築費用や土地取得などの資本的支出に多く充てられており、2007年度の資本的支出の割合は17.4%でOECD平均の2倍近い水準で高すぎる、③学納金還元率が低い（学納金還元率が低い大学は実名をあげて批判されている）といったものである。こうした記事の中には明らかな不正の事例もあるが、特段の問題なく経営している私立大学に対しても、授業料収入を教育研究活動の基盤である建物などの資産にあてることへの不満、とくに将来の学科増など、規模拡大のための費用を負担させられることへの強い抵抗感が見受けられる。

なお、日本では意外と紹介されていないが、韓国の大学進学率は、2008年の83.8%をピークに下降傾向が続いており、2011年には72.5%まで落ち込むというきわめて重要な変化が起きている。男子は70.2%、女子は75.0%と特に男子の大学進学率の低下が顕著で、こうした背景を分析した研究を詳しくみる必要があるが、授業料の負担が大きいことや高校の就職率の上昇に起因しているという見方もあるようだ²⁴。

(2) 監査院による大規模監査の実施へ

こうして半額授業料論争を契機に、大学の財政運営に対する関心が高まり、適正授業料策定のための基礎実態さえも把握されていないことが問題視されるようになった。そこで、監査院が授業料策定基準を明確化するために、全人材の3分の1ほどの200名あまりの監査官を投入して全国の200校あまりの国公立大学の監査を行うことになった。大学授業料に対する監査は1963年の監査院設立以来初めてである。まず7月7日から27日にかけて、全国国公立大学の約30校を標本として抽出し、予備監査が行なわれた。教育科学技術部と監査院と合同で、205名の人員が投入された²⁵。また、8月8日から31日にかけて、監査院と教育科学技術部から合わせて約400名の人材が投

入され、66校に対して本監査が行われた。ソウル大学、延世大学、高麗大学、西江大学、成均館大学、漢陽大学、中央大学などの主要な大学もほとんどが監査の対象となった。このうちソウル大学を含む21校については、授業料引き上げ率や積立金の割合²⁶などに関連するデータが集められ、詳細な分析が行われた²⁷。11月3日に監査院は全国113校に対して行った授業料・大学財政運用適正の中間監査結果を発表したが、この内容がまた波紋を呼んでいる。標本35大学の監査結果を紹介したが、これらの大学で最近5年間に校費収入が法人会計収入として処理されたり、校費収入から脱落した金額が2550億ウォン程度あり、教職員人件費補助金と建設建築費など不当に校費から支出された金額が1703億ウォンに達したこと、その一方で収益用基本財産収益の最小80%を校費会計へ移転するように規定をしている法規定を守らないなど、学校法人の財政負担回避額が2771億ウォンに達することを明らかになった²⁸。

ここで指摘を受けたのは経営に問題を抱えている私立大学だけでなく、ソウル市内の有名私立大学も含まれており²⁹、韓国高等教育界で大きな議論になっている。明らかな不正摘発の問題だけでなく、監査院の解釈をめぐるでも激論がかわされている。たとえば、延世大学も監査で指摘を受けた。具体的には私立学校法第5条の「学校法人が設置経営する私立学校に必要な施設設備と財産を備えなければならない」という条項について法人が建設費をカバーする必要があると監査院の指摘を受けたが、延世大学側は、「私学法第5条で設立時に整えなければならない施設の設備を法人で負担しなければならないのは確かだが、その後増築する施設の建築費についても、法人が100%負担しなければならないと見ることはできない」と反論しているが、学生たちは授業料引き下げの根拠データであると学内でも議論が沸き起こっている。また、韓国大学協議会の定期集会では、私立大学の理事長らが監査は違憲的であり、「半額授業料の問題で、大学の自律性と私的自治の根幹を毀損される今日の現実を深く懸念する」と訴えるなど、大きな問題となっている³⁰。また、監査院の監査の結果、22校の大学に対して是正命令が出され、重大な不正が見つかった2-3大学については退出候補とされた³¹。

もちろん、こうした大規模な監査が行われるまで、韓国の私立大学に「監査」が全くなかったわけではない。教育科学技術部は私立大学に関する監査を2004年から行ってきたが、2009年からは個別大学の財務と会計力量の強化に寄与するようにコンサルティング機能を備えた監査を行い、監査結果の事例報告を多く盛り込んだものとして作成するなど、強化を図ってきた（教育科学技術部2010b）。ただし、総合監査は義務付けられていないため、設置後一度も総合監査を受けていない私立大学は半数を超えているという（金美蘭2010）。また、大学によっては内部監査や外部監査を行ってきたが、これが十分に機能していないという批判もなされている。たとえば、キム・ヨンジン民主党議員は2009年の時点で、ホームページから財務データが入手可能な145校の私立大学を調べた結果、法定負担繰入金（転入金）を出していない大学は77%（111校）で、出されなかったお金は1117億2000万ウォンに達しているだけでなく、これが大学の自主監査でこうした法令違反がほとんど指摘されていない（111校中、内部監査で指摘をうけたのはたった4校）こと、入学定員が1000名以上の場合外部監査法人からの外部監査を受けなければならないが、該当する72校のうち、法定負担繰入金未遵守が指摘されたケースが1校もないなどの問題点を指摘している³²。

イ・ジャンミ研究員によれば、「学校法人が大学を作る時に、校地などの基準はあるが、基準が甘いし、法定繰入金（転入金）を積めない私学が多い。またそれ以前に不透明だという問題がある。この背景には、会計システムの電算化も進んでいないことや会計がたくさんあり複雑で会計士であっても判断が難しいなど、総合的になっていない会計システムそのものの問題がある」とのことである。私立大学の会計規則について、透明性を高めるための工夫をすべきだという議論³³、私立学校法、大学設置運営規則、私立機関の財務運営規則の内容そのものについての議論や解釈についても議論などが起きている。

(3) 半額授業料の実現に向けた政策と大学に与えるインパクト

半額授業料問題は私立大学の財務運営に対する不信感を助長し、監査院による大規模監査へという流れを生んだが、半額授業料問題そのものはどのようになったのか、またそれは私立大学にどのような影響を与えたのかについても触れておきたい。

結果的には、半額授業料実現のために、1兆5000億ウォンの国庫補助金が出されることが決まった。イ・ジャンミ研究員によれば、8000億ウォンは純増、7000億ウォンは初等中等教育などから捻出した予算だという。高等教育に対する予算は約7兆ウォン（このうち教育科学技術部からの予算は約5兆ウォン）であることから、いかに大きな予算が投入されることになったか、分かるだろう。大学の授業料に対する補助を行うことに対しては、高等教育は受益者負担が原則で、個人が投資し、その利益を受ける面が大きいのに国庫補助金を出すのはおかしいという立場、世界第1位の大学進学率81%と普遍化した状況であり、政府が支援するのは国家の責任だという立場など、これに対する賛否両論の意見はあり、いくつかのシンポジウムの資料を見ても様々な立場から激論が交わされたが（民主党 2011b、韓国教育開発院 2011bなど）、高所得者層にまで支援するのはおかしいという議論が多く、実際の政策においては大学生一律支援という形にはならなかった。社会階層を所得別に10分位にわけて、最下位の1分位から7分位までを支援の対象の中心とすることになった³⁴。

こうした政府支給奨学金を受けるためには、その半額以上を大学自身も出さなければならない仕組みを採用している。1兆5000億ウォンの政府給付奨学金と7500億ウォン以上の大学の自助努力を引き出すことによって、大学の名目授業料の全体の平均5%引き下げを誘導し、所得7分位以下の学生を基準とすると、平均22%の削減が期待できるとしている（教育科学技術部 2011g）。これに伴い、政府は既存の低所得者層の奨学金を整理し、I型とII型の奨学金体系を整備し、7500億ウォンずつを割り振った。奨学金I型は、低所得者層のためのサポートである。既存の基礎生活保護者およびその世帯の学生に対して支給されてきた国の奨学金（年間450万ウォン）の支給範囲を、所得分位の3分位にまで拡大した。450万ウォンのうち、基礎生活保護者は100%、所得1分位は50%、2分位は30%、3分位は20%を集中的にサポートする。奨学金II型は大学の自助努力を前提とした奨学金制度で、いわゆるマッチングファンド型である。授業料の凍結や引下げ、校内奨学金の拡充などの自助努力をする大学だけがこの奨学金を受け取ることができる。配分については大学の裁量が大きく、大学の事情にあった支援が可能になっている。この2種類の奨学金を合わせる

と、基礎生活保護者は年平均545万ウォン、所得1分位は312万ウォン、2分位は231万ウォン、3分位は187万ウォン、4-7分位は96万ウォン、8-10分位は38万ウォンの授業料負担の軽減が可能になると推計されている。こうした形で今後3年間の支援が決定している³⁵。

こうした政策によって、私立大学の経営にも大きなインパクトを与えている。授業料引き下げのための政府奨学金を得るためにも、私立大学自身が最低5%ほどの授業料を下げる努力をしなければならないためだ。パク・ウォンスンソウル市長の当選で、ソウル市立大学が半額授業料を実現させることも他大学には大きな衝撃を与えたが、最終的には、引き下げ率5%以上が204校、3%以上5%未満が60校、3%未満が73校で（教育科学技術部 2012）、5-7%程度の引き下げを行った大学が多かった³⁶。値下げの余力は大きくないし、値下げによる大学教育の質の低下が懸念されるが、授業料の引き下げでなく、奨学金の拡充で対応する場合は3倍の自助努力が求められるので、なんとか授業料の引き下げの調整をした大学が多いのだという³⁷。イ・ジャンミ研究員は「教育科学技術部にとっても、1兆5000億ウォンという補助金は単一の事業に対して出される補助金として最大規模であり、奨学金だけで終わらせたくないという思惑がある」という。大学はこうした条件を受け入れることが難しいことに加えて、「現実には1、2名の職員で、学生の所得を計算したり、審査業務が急増したりすることも予想され、本音としては受けたくないが、学生の反発を考え、泣きながら受け入れている状況だ」という。

4. 日韓比較からの考察

以上では、韓国の私立大学において、一方では財務運営のあり方を向上させ、他方では再生不能なほどに経営が悪化した大学を発見し、退出させる施策が政府主導で強力に推進されている様子を詳しく紹介してきた。韓国の私立大学に対する統制は貸出制限の大学名を公表し、経営不良大学には「退出」を勧告するなど、きわめて強い統制である印象を受けるが、他方、長年あまい監査体制であったなど、非常に緩い面も持つ不思議な印象を受けた。そして日本の私立大学と比較すれば、韓国の私立大学の自律性が十分に涵養されていない印象を受ける。大統領制といった政治システムの違いの影響もあるであろうが（飯尾・増山 2004、大西 2005）、日韓では明らかに政府の関与の仕方と大学の自主性・自律性に対する配慮の在り方が異なっている。何が両国の私立大学の自律性の違いに影響を与えているのか、仮説的に考えてみたい。

(1) 助成政策のあり方の違い

日韓の私立大学の制度設計において、大きな違いの一つが私学助成のあり方である。日本は1975年から大学の 신설を抑制する政策と同時に、経常費補助金制度が始まった。これに対して、韓国で私立大学に対する本格的な助成が始まったのは1990年以降であり（金美蘭 2010）、規制緩和と同時のスタート、経常費補助ではない点が日本と異なっている。この違いが、私立大学に対する統制のあり方の違いにも影響を与えている。そもそも日本で経常費補助の目的は、教育条件の向上、学生の経済的負担の軽減、経営の健全化の向上（私立学校振興助成法第1条）であり、経常費補助金の開始と同時に、統一的な会計基準の策定や質に対する統制（量的規定、水増し入学の規制、教育条

件や管理運営の適正化)もセットで導入されてきたし、私学助成は上述の3つの目的の向上に貢献してきたと評価されている。日本の私学経営者だけが人格高潔でこうした結果を招いたのではなく、補助金の算定ルールの中で、調整係数(学生定員の管理充足状況、学生専任教員比率、学納金の教育研究経費への還元状況)による傾斜配分を行うことによって目的を達成できるような適切な政策誘導がなされてきたためである。また、経常費補助金であるので、助成法により私立大学の運営そのものに対する監査が行われてきたし³⁸、不正があれば補助金の不交付になるなどの対策も早くからとられてきた。逆説的に聞こえるかもしれないが、こうした形での間接統制を受けていることが日本の私立大学の自律性を下支えする根拠となっている。こうした間接的な統制は効率的な仕組みであるようにみえる。しかし、韓国の私立大学は、補助金比率でいえば、約9%と日本の私立大学と大きく変わらないが、経常費の助成を受けているわけでないので、経営の広い範囲にわたり、政府からの統制をうけることが受け入れられにくいし、日本の私立学校振興・共済事業団のような中間組織がなく、政府が直接に補助金の配分を行うことから、その時々の方針の影響を大きく受けてしまう面を持っている。そのため、近年、強い必要に迫られて、政府が直接的に強力な統制をせざるを得ない状況になったという印象を受ける。公共的な役割を担っている私立大学に自律性を与え、育てるためにも、必要な統制があり、その制度設計が重要な役割を果たしていることを、日韓比較を通じて改めて実感させられた。

(2) 経営不良大学に対する対応

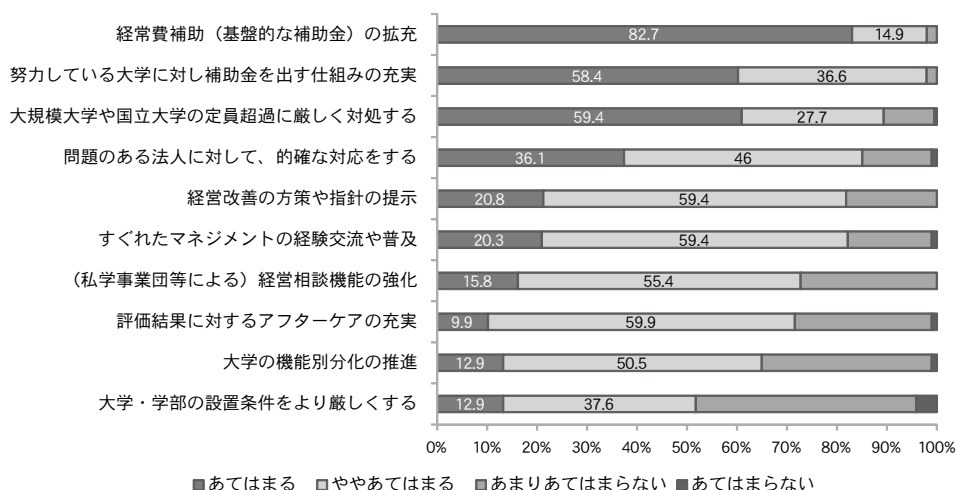
他方で、私立大学の「退出」枠組みについては、日本の私立大学政策も韓国に学ぶ必要があるのではという印象も受ける。日本では、経営困難校に対する対策はすでに包括的な検討(日本私立学校振興・共済事業団学校法人活性化・再生研究会 2007)がなされている。経営困難への対処のポイントは、下記のようにまとめられる。①あくまでも自主的な判断が優先する。そのために、②経営困難状況(イエローゾーン)と自力再生がきわめて困難な状態(レッドゾーン)について定量的な経営判断指標を定義し、③イエローゾーンに対しては人材育成や情報提供を通じた再生の支援、レッドゾーンに対してはいくつかの方法を提示すると同時に、④破たん状態に陥った場合の対策(転学支援、学籍簿管理など)を整備する。2004年には私立学校法を改正し、理事会の法定化(理事長の経営責任の明確化)、業務監査の重視、私立学校審議会委員の見直しなどが行われ、最近では理事長や学長などを対象とした「リーダーズセミナー」の実施なども行われるようになってきた。まずはイエローゾーンに陥らないよう、対策可能な早い段階(正常状態)で学校法人自らが気づき、様々な自主的判断を行えるための条件・環境も充実化しているといつてよい(文部科学省 2010)。

しかし、法令違反以外の経営責任について、政府がどこまで介入可能なのかについてはどう考えればよいのかは曖昧である。自主的判断・撤退という原則は守られるべき重要な観点であると思われるが、経営悪化、経営困難に至った学校法人に対して、どの段階で、どのような条件での指導助言や募集停止命令などをとることが可能なかが不明確なままである。西井(2011)も、教育面の法令違反については学校教育法の改正(平成14年度)によって段階的な是正勧告が可能になったが、経営面、財政面の指導助言体制は十分に整備されていないと同様の問題を指摘している。私立大学

の自律性と国家の指導助言のありかたは極めて微妙な問題であるが、経営困難校に対しては何らかの方針が明確化されることが重要なのではないかと韓国の事例を見て感じざるを得なかった。

なぜなら韓国で問題として取り上げられた事例をよくみると、明らかな不正の事例もあるが、そういった一部の悪質な私立大学が野放しに存在していることによって、私立大学全体に対して懐疑の目が向けられ、騒動が大きくなっているように見えるからである。経営に問題のない大学は自ら情報を社会に開示し、わかりやすく説明することが必要であるし、これを原則とすべき点に変わりはないが、はたしてそれだけでよいのか。どの程度の数なのかは筆者も正確にわからないが、近い将来、再生が不可能なほどの経営困難に陥る大学が出てくることは間違いなく、こうした議論を行うことが必要な時期を迎えているのではないかと思われる。日本私立大学協会附置私学高等教育研究所が加盟校389校を対象に、2011年10月末から12月にかけて実施した「私立大学の中長期経営システムに関する実態調査」（協会加盟校の52%にあたる202校が回答、速報値）で政策に対する期待について尋ねている（図表6）。これを見ると「問題のある法人に対して、的確な対応をする」ことに対して、あてはまる36%、ややあてはまる46%と回答しており、多くの私立大学自身がそれを望んでいることもうかがえる。問題のある法人というのをどのように捉えるかの解釈は様々であろうが、自大学の努力では対処できないこうした問題の解決を政府に期待していることは間違いないだろう。私立大学の自主性を最大限守ることを大原則としつつも、公共性の高い組織である私立大学が十分に機能しない段階においては一定の介入ルールを明確化することも必要なのではないかと思われる。

図表6 日本の私立大学が政府に期待すること



（注）日本私立大学協会附置私学高等教育研究所が2011年に実施した調査より作成（速報値）

5. まとめと今後の課題

以上、本稿で明らかになったことを簡単にまとめておきたい。韓国においては、規制の緩和や18歳人口の減少の中で、私立大学の経営問題が社会問題の一つとなり、退出枠組みの検討や大規模な

監査の実施など、政府によって強力な政策が推進されてきている様相を見てきた。日本においては私立大学に対する間接統制が行われてきたことによって、自律性が担保されているため、これほど強硬な政策がとられることもないであろう。しかし、経営環境が厳しさを増す中で、日本においても再生が不可能なほど経営困難に陥っている大学に対しては公共的な存在として何らかの対策を明確化することが必要ではないかという問題提起を行った。

こうして日韓の私立大学の比較を行ってきたが、今後の課題も見えてきた。類似の社会環境、一見類似した学校法人制度をもつ両国であるが、考え方や仕組みが異なる点も多く、そこにこそ日本、韓国それぞれの特徴がよく表れている印象を受けた。私立大学の公共性と自律性をどのように考え、学校法人制度をどのように設計するのが望ましいのか。ガバナンスや会計制度のあり方の両面からこうした基本的な問いについて日韓比較研究をさらに行っていくことが重要だと思われる。今回はこうした観点からの韓国研究者の研究についてもほとんど触れなかったが、別の機会に検討し、議論を深めたい。

参考文献（*印は韓国語の文献）

- 飯尾潤・増山幹高 2004 「日韓における弱い議院内閣制と強い大統領制」 曾根泰教・崔章集『変動期の日韓政治比較』慶應義塾大学出版会
- 井手弘人 2007 「韓国高等教育における競争的資金配分事業と国立大学一統合・再編事業への国家「介入」過程とその意味」『比較教育学研究』第35号、107-127頁
- 井手弘人 2010 「ここで起きているのは「未来の姿」か—「情報公開」の推進で競争環境再編を図る韓国」『カレッジマネジメント』163号、42-45頁
- 岩崎保道 2004 『私立大学倒産時代における再建手法と破産処理についての研究』ジアース教育新社
- 馬越徹 2010 『韓国大学改革のダイナミズム—ワールドクラス（WCU）への挑戦』東信堂
- 馬越徹 2011 「韓国大学改革が示唆するもの—日韓比較の視点から」『大学時報』60号、78-83頁
- 大西裕 2005 『韓国経済の政治分析—大統領の政策選択』有斐閣
- *韓国教育開発院 2011a 「高等教育の財政支援事業の発展の方向と課題」（2011年10月）
- *韓国教育開発院 2011b 「大学の授業料負担軽減政策の方向と課題」（2011年7月21日に行われた第48回KEDI教育政策フォーラムの記録）
- *教育科学技術部 2009 「報道資料：経営不良の大学8校、2011年までに再編を完了」（2009年12月31日）
- *教育科学技術部（私立大学支援課）2010a 「学校法人基本財産管理案内」（2010年6月）
- *教育科学技術部 2010b 「2009 私立大学監査白書」（2010年8月）
- *教育科学技術部 2011a 「報道資料：2012年度の学生ローン限度額の設定案を発表」（2011年2月10日）
- *教育科学技術部 2011b 「2012年度貸出限度大学選定指標算式」（2011年4月1日）
- *教育科学技術部 2011c 「大学構造改革推進基本計画（案）」（2011年7月27日）
- *教育科学技術部 2011d 「報道資料：“大学構造改革委員会”大学構造改革の基本枠組み用意—大学構造改革推進基本計画審議—」（2011年7月27日）

- *教育科学技術部 2011e 「経営不良大学の定義及び選定指標」(2011年8月9日)
- *教育科学技術部 2011f 「報道資料：'12年度政府財政支援制限大学(下位15%)評価結果及び学費ローン貸出制限大学リスト発表」(2011年9月5日)
- *教育科学技術部 2011g 「報道資料：大学の授業料の負担軽減策」(2011年9月8日)
- *教育科学技術部 2011h 「教科部、経営不良の大学の4校を追加決定」(2011年12月9日)
- *教育科学技術部 2011i 「報道資料：教科部、教育力強化事業など、大学評価指標の改善案を発表」(2011年12月29日)
- *教育科学技術部 2012 「報道資料：今年度、大学の授業料負担、全体学生の平均19.1%、収入7分位以下の平均25.4%軽減」(2012年2月13日)
- *韓国構造改革委員会 2011 「高等教育の構造改革の方向性と課題」(2011年8月12日に行われたフォーラムの資料)
- 金美蘭 2010 「韓国における私立大学政策」『IDE現代の高等教育』No.525、55-60頁
- 金性希 2010 「韓国における大学評価システムの発展過程と現状—情報公示制と自己評価制の導入の意義と課題」『大学評価・学位研究』第11号、77-96頁
- Korean Education Development Institute (KEDI) 2008, *Understanding of Tertiary Education*
- Korean Education Development Institute (KEDI) 2011, *Brief Understanding of Korean Educational Policy*
- 西井泰彦 2011 「私立大学における経営上の問題点と経営課題」(東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策コース「大学経営事例研究(担当講師：両角亜希子)」のゲスト講演での配布資料、2011年12月29日)
- 日本学生支援機構 2008 「韓国における奨学制度に関する調査報告書」(2008年2月)
- 日本公認会計士協会 2010 「学校法人監査のあり方に関する提言」(2010年6月9日)
- 日本私立学校振興・共済事業団学校法人活性化・再生研究会 2007 「私立学校の経営革新と経営困難への対応—最終報告—」
- *パク・ジョンズ 2009 「私立大学構造改革の必要性和望ましい改革方向」『大学教育』第161号、14-18頁。
- ハンナラ党(慶應義塾大学曾根泰教研究室訳) 2008 『李明博政権の韓国のマニフェスト—「実用政府」のすべてがわかる』アスペクト
- 松本麻人 2011 「韓国における高等教育の潮流」『大学マネジメント』Vol.6, No.12、6-9頁
- 松本麻人 2012 「韓国の大学統廃合と質保証をめぐる動き」『教育学術新聞』(2012年1月1日)
- 水田健輔・金泰勲・金鉉玉・朴炫貞 2010 「韓国における高等教育制度と大学の設置形態」『国立大学財務・経営センター研究報告第13号：大学の設置形態に関する調査研究』
- *民主党政策委員会 2011a 「報道資料：バブルの授業料、引き下げが必要で、引き下げは可能」(2011年6月9日)
- *民主党 2011b 「半額授業料、幸せな未来のための討論会」(民主党政策委員会と民主党半額授業料及び高等教育改革特別委員会(委員長：ビョン・ジェイル)主催で2011年6月9日に行われた

討論会の資料集)

- *文部科学省 2010 「私立大学の健全な発展に向けた方策の充実について（論点整理）」（中央教育審議会大学分科会大学規模・大学経営部会、2010年5月11日）
- *ユ・サンスほか 2008 「私立大学構造調整支援方策案用意のための研究」
- 渡辺達雄 2011 「高等教育政策の質保証制度の改革③」『文部科学通信』No.271, 12-13頁

新聞関係のURL（いずれも電子版を利用）

- *韓国大学新聞 www.unn.net
- *ハンギョレ新聞 www.hani.co.kr
- 朝鮮日報（日本語版） www.chosunonline.com
- 中央日報（日本語版） japanese.joins.com

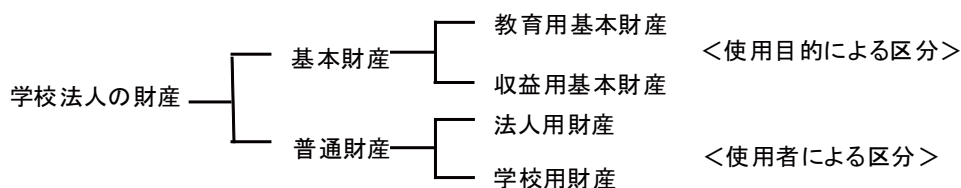
法令関係（いずれも韓国私学振興財団のサイトwww.kfpp.or.krから入手可能）

- *私立学校法
- *私立学校施行令
- *大学設置運営規定
- *大学設置運営施行規則
- *私学機関の財務会計規則
- *私立機関の財務会計規則の特別ルール

注

1. 専門大学は1998年から「大学」と名乗ることが認められたので、学校名から4年制大学と専門大学の区別はつかない。
2. 国立大学の統廃合については井手（2007）に詳しい。2005年以降の国立大学統廃合の状況については松本（2012）が一覧表にまとめている。
3. 韓国大学新聞「10大ニュース、不良の大学閉鎖、大学の構造調整暴風」2011年12月20日
4. 韓国大学新聞「教科部、不良大学の首ねだり」2010年8月27日。なお、イ・ヨン教授によれば、韓国奨学金財団（KOSAF）を作った際に、「奨学金貸出限度設定法案」という法律を作ったが、この法律があることによって融資制限大学の実名公表が可能になったそうである。
5. キム・ソンドン議員は全国292大学の財務データを収集し、独自の基準で経営診断を行った結果、約三分の一で経営不良だと問題提起をしている（韓国大学新聞「私立大36%、経営不良判定」2011年4月5日）。
6. 韓国大学新聞「学校法人‘まず退路のための法的根拠を’」2011年7月15日
7. 朝鮮日報（日本語版）「韓国政府、明信大・成和大に閉鎖戒告」2011年9月7日
8. 韓国大学新聞「大学の撤退本格化―一手抜き大学の緊張」2011年11月7日

9. 韓国大学新聞「教育科学技術部、明信大・成和大に大学の閉鎖命令」2011年12月17日
10. 大学情報公示ウェブサイト（大学アルリミ）を参照のこと。サイトの内容は渡辺（2011）に詳しい。<http://www.academyinfo.go.kr/mainAction.do?process=load>（2011年12月アクセス）
11. 朝鮮日報（日本語版）「認可取り消し候補大学、年末までに選定へ」2011年9月6日より作成
12. 朝鮮日報（日本語版）「政府の財政支援中断、対象大学はパニック」2011年9月6日
13. 韓国の学資金貸出（ローン）事業には、一般ローンのほかに、就業後学資金償還ローン（いわゆる、Income Contingent Loan所得連動型ローンで、李明博政権のイニシアティブで2010年から導入）があるが、これについては所得分位7分位までが対象となっている。この貸し出し制限は、就業後学資金償還ローンについてはあてはまらず、こちらは100%融資される。
14. 韓国教育新聞「経営不良、充足率と財務指標が決め手に」2011年12月12日
15. ここでいう法律とは、おそらく「大学設立運営規定」の第7条（収益用基本財産）「学校法人は大学の年間の学校会計の運用収入の総額に相当する額の収入の基本財産を確保するが、次の号に定める金額以上を確保しなければならない。1. 大学100億ウォン、2. 専門大学70億ウォン、3. 大学院大学40億ウォン」、第8条（大学運営経費の負担）「学校法人は、設立・運営している大学について毎年の収益の基本財産から生じた所得の100分の80以上に相当する額を大学運営に必要な経費に充当しなければならない」を指していると思われる。なお、教育科学技術部（2010a）によれば、学校法人の財産の体系は下記ようになっており、収益用基本財産を確保しなければならない理由として、私立大学は主な財政収入源である授業料収入だけでは十分な財源調達が困難で、良質の教育を行うためにはより多く財政収入が必要であるからと書かれている。



16. 次年度からは、相対評価で下位15%を抽出する指標にも法人指標（5%分）が加わり、この観点がさらに強化される（教育科学技術部 2011i）。
17. 韓国教育新聞「経営不良、充足率と財務指標が決め手に」2011年12月12日
18. 韓国大学新聞「教育科学技術部、今年の大学の構造調整一段落」2011年12月9日
19. 韓国大学新聞「経営不良の4大学を追加選定」2011年12月19日
20. 朝鮮日報（日本語版）「大学構造改革に各校動揺、総長辞任や定員削減も」2011年9月8日
21. 韓国大学新聞「教科部、金浦大学に一時的に取締役派遣」2011年12月25日
22. 韓国大学新聞「ルポ：経営不良大学の指定を受けた金浦大学に行ってみると」2011年12月14日
23. ハンナラ党（2008）によれば、確かにマニフェストの中に、私教育費の半減、就職100%の大学プロジェクトなどの公約が書かれていることがわかる。
24. 韓国大学新聞「大学進学率72.5%、下降傾向鮮明」2012年1月19日。なお、大学進学率は、高等教育進学者数を分子、高校卒業生数を分母として算出。

25. 中央日報（日本語版）「監査院、大学授業料の原価を確かめる」2011年6月11日、ハンギョレ新聞「監査院、人材200人投入、大学授業料大々的監査」2011年6月10日
26. 2007年時点の私立大学全体の積立資産は7兆3070億円だが、このうちの45%は上位10%の私立大学によって占められており、積立金を十分に積んでいない大学が多い（ヘラルド経済「私立大、授業料・積立金 会計分離」2009年10月14日）。
27. 韓国大学新聞「監査院、66大学の授業料の本監査に着手」2011年8月8日
28. ハンギョレ新聞「授業料 姑息な手、事実と確認」2011年11月3日
29. 韓国大学新聞「大学監査で不正百態“SKY”も摘発」2011年11月11日、韓国大学新聞「延世大学、監査の結果めぐり、学内の議論」2011年8月20日
30. 韓国大学新聞「私立大学の理事長“監査院の大学監査に違憲”」2011年12月2日
31. 韓国大学新聞「重大不正汚職、2-3大学の退出一教科部、監査院指摘22大学は正要求」2012年1月19日。監査院の収容指摘のうち、会計管理に関するものとしては、学校施設使用料収入を法人会計として処理した5校、収益用基本財産を無許可で処分し、運営費に充当した8校がある。
32. ハンギョレ新聞「私立大、法定基準を守らなくても‘異状なし’監査」2009年9月22日
33. たとえば、校費会計のうち、授業料、積立金が別々に公開されていないが、これを分離すべきだという改正内容が2009年に10月16日に立法予告され、2012年3月から執行される予定となっている。また貸借対照表の有形固定資産が実際よりも過大に評価されている問題も改善されるべきで、たとえば、有価証券は取得価格の二分の一以下になったのみ表示されるが、これからはすべて時価が表示されることになる（ヘラルド経済「私立大、授業料・積立金 会計分離」2009年10月14日）。
34. 個別の大学も政府も新生生の所得データを持っていないため、1兆5000億ウォンの予算を個別大学に対してどのように配分するのか、政府内で専門家委員会を作って検討され、昨年からは始まっている就業後学資金償還ローンでも7分位までの学生を対象としていることからこれを適用して推計データが作られることになった。この所得連動型ローンを申請した学生の比率を大学別に算出し、その割合を用いて各大学への配分額を決定し、次年度からは実際の学生の状況を反映させていく方法を採用する。
35. 次の大統領選挙がひかえているが、イ・ジャンミ研究員によれば、「社会の関心も高いテーマなので、どの政党の誰が大統領になってもおそらく約束の3年間はこの政策を続けるのではないか」とのことであった。
36. 韓国大学新聞「2012年度の大学の授業料引き下げ率—4年制129校の大学の調査」2012年2月9日
37. 韓国大学新聞「大学の授業料引き下げの最終的段階“苦心”」2012年1月4日
38. 私立学校振興助成法により、経常費補助金を受ける学校法人は、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を作成しなければならない（第14条）ことが決まっている。私立学校法では、財産目録などの備えつけと利害関係者に対する閲覧開示義務は規定されているが、これらの書類について公認会計士等の監査が求められているわけではない（日本公認会

計士協会 2010)。

〈謝辞〉

韓国におけるインタビュー調査の実施や資料収集などで、韓国教育開発院の金美蘭研究員に大変お世話になった。この場をかりてお礼を申し上げたい。